

前ページからの続き!



Q : 今年横浜市外に引っ越しました。換金はできないのでしょうか?

A : 市外転居の際にはカードの返却が必要です。事務局にご連絡ください。また、その際に1,000P以上ある場合は寄付または換金をすることができます。市内転居の時にも事務局へご連絡ください。



Q : 毎年通知が来るけど一回申請すれば大丈夫??

A : 毎年申請が必要です。お手数をおかけしますがよろしくお願いします。



Q : 活動先の施設に寄付をしたいのだけど?

Q : ボランティア団体に寄付したい!

A : 申請書に記載している基金以外のへの寄付はご自身でお願いします。



Q : 何ポイントから寄付・換金できるの?

A : 1,000Pから寄付・換金ができます。1,000P未満の場合は、翌年へ繰り越し(1回のみ)になります。



平成29年2月発行 発行責任:横浜市健康福祉局介護保険課

★ 編集後記

これからもみなさまが気持ちよく活動していただけるように、サポートさせていただきますのでよろしくお願いします。

登録者1万5000人突破!

ハマいき通信 Vol.15



教えてほうし君!
拡大版Q&A
ポイント活用ここが大切!

ポイントについて



Q : 今回届いた通知のポイントとカードを通した時に表示されるポイントが違う!どちらが正しいの??

A : 通知のポイント=平成28年分のみ。カードのポイント=カードを取得(再発行)してから現在までの累計です。



Q : 今回届いた通知のポイントはいつからいつまでの集計ですか?

A : 平成28年1月1日から平成28年12月31日分です。



Q : 今回通知に書いてあるポイントは私が活動した回数より少ないと思うのだけど?

A : ポイントに関するお問合せは、よこはまシニアボランティアポイントサポートセンター(TEL:03-6276-2122)までご連絡ください。



Q : ポイントを貯めると介護保険料は安くなるの?

A : ポイントを換金して保険料に充てることはできますが、ポイントを貯めることで保険料は安くなりません。



次ページに続く!

前ページからの続き！



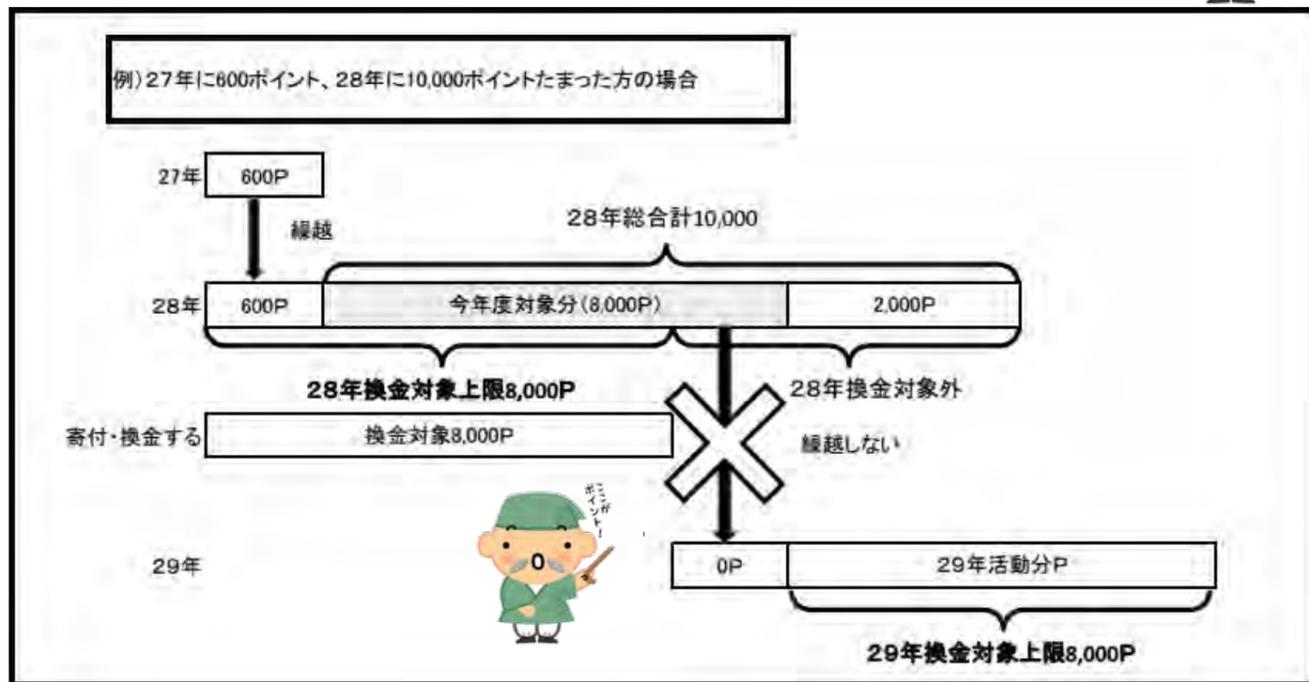
Q：今回通知に書いてあるポイントは翌年に繰り越しできるの？

A：基本的に繰り越しできません。ただし初年度1,000P未満の方は1回だけ繰り越しできます。



Q：通知には前年600P、今年10,000Pと書いてある。今回換金するとポイントは前年Pも併せて10,000P換金して残りは繰り越しになるのか？

A：年間の換金上限は8,000Pまでです。また1,000P未満の繰り越しは1回のみです。



ポイント活用（寄付
または換金）について



Q：今年が初めての換金申請です。どこを気をつければ良い??

A：初めて換金の際にはご本人名義の銀行口座のコピーが必要（記入漏れや書き間違いを訂正するため）です。詳細は通知をご確認ください。次年度からは振込先は印字されるのでコピーは不要です。



Q：換金は銀行口座でしかできないの？郵便局は駄目なの？

A：銀行口座が必要です。郵便局は現在ゆうちょ銀行になっていますので対応できます（下記の見本を参考にしてください）。



【ゆうちょ銀行を振込口座にされる場合】

通帳の表紙をめくり、「銀行使用欄」に印字されている「他金融機関からの振込の受取口座」としての「店名」、「店番」、「口座番号（7桁）」などをご記入ください。（ゆうちょ銀行の記号・番号では振込不可）

上記の印字がされていない場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問合せください。

通帳

◎銀行使用欄

~~記号~~ ~~番号~~

【店名】一九八
【店番】198【預金種別】普通預金【口座番号】0123456



Q：ポイントを換金したけど税金の申告は必要なの？

A：原則不要です。国税局によると所得税法の「雑所得」になります。平成28年1月から12月までのポイントを平成29年に手続きをするので平成29年の収入になります。ただし、「確定申告不要制度」により、「公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下」であれば確定申告は不要です。



次ページに続く！